

国際取引法学会中間報告会新興国法制部会（2024年9月1日）

第1報告

テーマ：CCUSに関する法整備とJOA利用に関する若干の考察

報告者：杉江 武（神鋼商事）

【概要】

2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を目指す中、日本政府は、2030年に想定する脱炭素関連投資のうち、CO₂の回収・貯留すなわちCCU(Carbon dioxide Capture, Utilization)等に年間2兆円の研究開発費を想定している。本報告では、最初にCCUおよびCCUS(Carbon dioxide Capture, Utilization or Storage)とは何か、CO₂の資源としての有用性を概説する。そして、世界のCCS施設、ビジネス環境、CCS推進に向けた課題についても検討したい。我国においては、本年、CCUSに係る制度的措置が構築され、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（CCS事業法）が制定された。その概要をまとめたうえで、残された課題を若干指摘したい。一方、石油・天然ガスの共同所有鉱区における作業の実施に関しては、JOA（共同操業協定、Joint Operation Agreement）が締結される。この契約の雛型は、AIPIN（Association of International Petroleum Negotiator）から提供されている。これは、石油・天然ガスという資源を対象としているが、前述したように、地下に貯留したCO₂も資源としての活用が可能であることから、JOAをCO₂の貯留施設に対しても、流用可能なのではないかと考えるため、本報告で紹介する次第である。

第2報告

報告テーマ：「台湾におけるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（草案）」

報告者：黄 瑞宜（台湾・中央警察大学法律学系 副教授）

報告概要

経済部（投資促進司）は、2024年4月26日に（台湾におけるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン、以下では「本ガイドライン」と称する）に関する草案を作成した。

本ガイドラインを制定する主な目的は、近年、グローバル化の進展によって、台湾企業が企業活動を行う際に、確実に「市民的および政治的権利に関する国際条約」「経済的、社会的および文化的権利に関する国際条約」及び会社法第1条第2項に関する規定を遵守することであり、それによって人権に及ぼす負の影響を免れ、軽減するとともに、社会的責任を果たすことが期待されている。それによって、台湾企業がグローバルにおける競争力の強化を図り、多くの国際的なパートナー及び投資家の注意を集めることによって、消費者の信頼をも得ることになる。

また、本ガイドラインは各企業に人権デューデリジェンスを調査する際に、人権尊重企業の人権尊重の仕組みと考え方の確立を提供している。

なお、企業が人権尊重の範囲が環境、労働、コープレートガバナンス、腐敗防止などさまざまな側面におよぶため、行政院の指導の下で、経済部、金融監督管理委員会、労働部、環境部、法務部、内政部、農業部により共同で推進し、これを実施することとされている。

ところで、台湾は、2020年12月10日（国際人権デー）に、今まで行政院より推進されてきた「ビジネスと人権に関する国家行動計画（下記、行動計画と称する）」を正式に公布した。当該行動計画の執行と更新状況につき、2024年末までにその更新版を公布する。2023年11月に、企業による UNGPs の遵守状況に関するアンケート調査が行われた。その調査の結果は、多くの企業が UNGPs について知らない。また、多くの業界団体によれば、企業方針や人権デューデリジェンス調査を実施している企業は 0~20%に過ぎないとされている。とりわけ、企業が企業方針や人権デューデリジェンス調査を実施していない原因は、その具体的な方法を知らないこと、政府や公共部門からは上記の問題に関する関連情報が不足していること、人材と予算が不足していること、会社のパートナーは人権尊重についての重要性が十分に認識されていないことなどが挙げられる。今後は、台湾企業が人権尊重への取組みについての重要性を認識し、その理解や納得を得られるように努める必要がある。

第3報告

ラテンアメリカにおけるコーポレートガバナンスの課題

名古屋商科大学ビジネススクール教授 阿部博友

[報告要旨]

豊かな自然と地下資源を有するラテンアメリカ地域には、2021年現在、1,088社が上場しており、その総時価総額は1兆6,020億ドルに上る。これらのラテンアメリカ上場企業は、2021年にグリーン、ソーシャル、サステナビリティ（GSS）社債の発行を通じて256億ドルを調達した（「ESG」とラベル付けされた投資ファンドの運用資産は、2020年の8億ドルに対して2021年には40億ドルに達している）。

本報告は、OECDが2023年に公表した報告書（ラテンアメリカにおけるコーポレートガバナンス：サステナビリティ政策およびその実践）に準拠して、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、メキシコ、ペルーにおけるコーポレートガバナンスの枠組み（特にサステナビリティ開示を中心に）を取り上げる。上記のラテンアメリカ諸国においては、上場企業によるサステナビリティ情報の開示が義務付けられ、または推奨がなされている。その中でブラジルとコロンビアは気候関連事項に重点を置いているが、その他の国では包括的なサステナビリティ情報開示が義務付けられている（推奨にとどまる国も含まれる）。特に、チリ、コロンビア、コスタリカ、メキシコ、ペルーにおいては、投資家がサステナビリティ関連の目標の信頼性と達成度を客観的に評価できるように、企業が検証可能な指標を開示することを義務付けている。本報告を通じてラテンアメリカ地域における上場企業のガバナンスの現状と課題を明らかにしたい。